

◎墨田区地域自立支援協議会について

1 協議会の位置づけ

- ① 法的根拠…障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
(障害者総合支援法)第89条の3に基づく機関
- ② 設置根拠…本協議会は、地方自治法第138条の4に規定される、調査、諮問等を行う機関である附属機関に以下の条例で位置づけられています。
また、具体的な設置目的等は、以下の要綱で規定されています。
 - ・墨田区附属機関の設置に関する条例
 - ・墨田区地域自立支援協議会に関する要綱

2 協議事項

- ① 墨田区における障害福祉サービス体制に関すること
- ② 墨田区障害福祉計画、墨田区障害児福祉計画の作成及び推進に関すること 他
- ③ その他区長が必要と認める事項

3 任期

原則 2年間

4 組織体制

- ① 全体会 本区における障害関係の各分野の方々により、各種議題について協議していきます。
- ② 専門部会 新規部会や既存の連絡会等を本協議会の専門部会として位置づけ、協議し、随時全体会に報告等していきます。
卒後対策部門、児童発達支援部門、居住系サービス部会等を予定しています。

◎墨田区障害福祉計画・墨田区障害児福祉計画について

1 計画の位置づけ

- ① 法的根拠…障害者総合支援法第88条に基づく市町村障害福祉計画
児童福祉法第33条の20に基づく市町村障害児福祉計画
- ② 各計画との関係…「墨田区基本計画」「墨田区地域福祉計画」と整合を取り策定、併せて「墨田区障害者行動計画」の一部を担う計画

2 計画期間

現行：墨田区障害福祉計画【第6期】…令和3～5年度
墨田区障害児福祉計画【第2期】…令和3～5年度

3 計画の内容

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく各サービス等の必要量の見込みとその確保方策等を定めます。

【参考】以下の計画は、別途、墨田区障害者施策推進協議会において協議していきます。

墨田区障害者行動計画について

1 計画の位置づけ

- ① 法的根拠…障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障害者計画
- ② 各計画との関係…「墨田区基本計画」「墨田区地域福祉計画」と整合を取り策定

2 計画期間

現行：第5期…令和3～5年度

3 計画の内容

本区における障害者のための施策に関する基本的な計画